

※簡易裁判所で取り扱う労働事件

督促手続

督促手続は、争点の少ない、比較的、簡易、軽微な賃金、退職金、解雇予告手当、時間外手当などの金銭請求で、かつ、支払義務のあることにつき相手方が争わない可能性があり、早期に債務名義を取得したい事件に向いているといえます。

民事調停

民事調停は、合意に基づく紛争解決手続であり、争点の少ない、比較的、簡易、軽微な賃金請求、退職金請求、解雇予告手当請求、時間外手当請求などの事件に向いているといえます。

少額訴訟

少額訴訟は、訴額60万円以下の金銭請求であって（民事訴訟法368条）、争点が単純で、1回で終了できる簡易、軽微な賃金請求、退職金請求、解雇予告手当請求、時間外手当請求などの事件であり、かつ、早期に債務名義を取得したい事件に向いているといえます。

簡易裁判所の民事訴訟

民事訴訟は、訴額が140万円以下（民事訴訟法270条）で、争点の少ない、比較的、簡易、軽微な賃金請求、退職金請求、解雇予告手当請求、時間外手当請求などの事件に向いているといえます。

簡易裁判所の民事保全

簡易裁判所の民事保全は、本案の訴え（本案の訴額は140万円以下）の提起を前提として、本案の訴えで勝訴判決を得た場合に執行できるようあらかじめ権利を保全する手続です。この手続の中で和解による解決がされない限り、本案の訴えを提起しなければならず、最終的な解決にはならない点に留意しておく必要があります。